

江東区立中学校等外国人講師事業委託事業者選定基準

令和7年10月27日

1 目的

この選定基準は、江東区立中学校等外国人講師事業委託事業者選定委員会設置要領に基づき、江東区立中学校等外国人講師事業の委託先候補者を選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 基本的事項

江東区立中学校等外国人講師事業を受託する事業者は、公立学校における外国人講師業務に相当の実績があり、児童・生徒に生きた英語の力を習得させるために学習指導要領に即した質の高い英語科授業を行うカリキュラム及び外国人講師(以下「講師」という。)を有し、本区の「英語スタンダード」の趣旨を踏まえた指導を行える企業でなければならない。

また、受託する企業は、優れた講師を安定的に雇用し、十分な研修を受けた講師を安定して学校に派遣するとともに、経営状態が堅調な企業でなければならない。

3 事業者選定基準

- (1) 講師事業において、安定した事業運営ができること。
- (2) 公立学校における英語教育を十分に理解し、配置する講師に必要な資質及び能力についての考え方が明確であること。
- (3) 講師事業における高い実績があり、安定的に講師を配置するとともに、講師の服務等の管理が徹底されていること。
- (4) 学校との連絡を円滑に行うため、業務責任者を適切に配置できること。
- (5) 法令を遵守し、適正な請負業務を行うことができること。

4 事業者選定審査評価基準

別紙のとおり

5 事業者選定審査方法

書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングの得点順により、契約を締結する委託先候補者を選定する。